

入札公告

下記のとおり、一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る契約の締結時期は、令和 8 年度予算の成立日以降とします。

記

1 競争に付する事項

- (1) 件 名： 政府所有米穀の販売等業務
- (2) 仕 様： 令和 8 年度政府所有米穀の販売等業務における入札実施要領（以下「実施要領」という。）による。
- (3) 実施期間： 契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法： 消費税及び地方消費税相当額を含まない取扱手数料、保管経費、加工原材料用運送経費及び飼料用運送経費並びに数量にて行うものとする。

2 入札参加資格

- (1) 入札に参加する資格を有する者（共同企業体（複数の企業が販売等業務（農林水産省の指示に基づく政府所有米穀の販売（学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 4 の交付に該当する場合にあっては、その交付をいう。以下「販売等」という。））、保管、運送等の一連の業務をいう。以下同じ。））を実施することを目的として形成する事業組織体をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の全ての条件を満たす者とする。
 - ① 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 15 条において準用する同法第 10 条第 1 号から第 11 号までに該当しない者であること。これらの規定の適用に当たっては、同法同条中「官民競争入札対象公共サービス」は「本業務」と、「公共サービス実施民間事業者」は「者」と読み替えるものとし、同法同条第 1 号の適用に当たっては、同号中の総務省令も適用があるものとする。
 - ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定により一般競争入札に参加させることができない者に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する「特別な理由がある場合」に該当する。
 - ③ 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ④ 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競

争参加資格を有する者であること。

- ⑤ 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4314 号生産局長通知）及び食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4315 号生産局長通知）に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 47 条第 2 項に規定する届出事業者であること。
- ⑦ 米穀の出荷又は販売等の業務に 3 年以上従事した経験を有する役職員及び倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 11 条に定める倉庫管理主任者として米穀の保管管理業務に従事した経験を有する役職員を主たる事務所にそれぞれ 1 名以上配し、販売等業務に専従させることができること。
- ⑧ 米穀の保管業務、運送業務、販売必要業務並びに販売等を行うことができない米穀及び空包装等の処理業務（以下「保管運送等業務」という。）について、それぞれ次に掲げる者であること。なお、政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することとしている場合（再委託先以降が更に委託する場合を含む。）は、その業務について、それぞれ次に掲げる者に委託することを明らかにしていること。

ア 保管業務

倉庫業法の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）の規定に基づき保管を行う者又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき保管を行う者

イ 運送業務

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に規定する一般貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）に規定する貨物利用運送事業者

ウ 販売必要業務

(ア) カビ確認及びカビ毒検査

実施要領別添 1「業務仕様書」第 6 章第 4 節第 1 の 1 (1) に定める体制が整備されている者

(イ) とう精

実施要領別添 1「業務仕様書」別紙 6 の 1 に定める要件を満たす工場を所有し、米穀を適切にとう精・管理できる者

(ウ) 備蓄用精米加工

実施要領別添 1「業務仕様書」別紙 7-1 の 1 に定める要件を満たす工場を所有し、備蓄用精米を適切に製造・管理できる者

(エ) 備蓄用アルファ化米加工

実施要領別添 1「業務仕様書」別紙 7-2 の 1 に定める要件を満たす工

場を所有し、備蓄用アルファ化米を適切に製造・管理できる者

エ 販売等を行うことができない米穀及び空包装等の処理業務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条に規定する一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は同法第 14 条に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者

⑨ 政府所有米穀の保管運送等業務について、

ア 民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）ごとの取扱予定数量の 30%を超えて

イ 政府所有米穀の保管運送等業務を再委託することにより農林水産省が受託事業体に支払うこととなる保管等経費（委託費から取扱手数料を除いた経費をいう。）の総額の 30%を超える額について

再委託先（再委託先以降が更に委託する相手方を含む。）との間で、互いに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成 18 年政令第 228 号）第 3 条に定める特定支配関係を有する親会社・子会社、共通の親会社、役員・管財人の兼務等の関係がないこと。

⑩ 米穀の販売実績（4 千トン／年（直近年又は直近 3 カ年平均）以上）及び全国における需要に応じた政府所有米穀の販売等を行う拠点又は販売網を有すること。

⑪ 日本において設立された法人であって、自己資本額及び銀行等の融資証明を得ている額の合計が 10 億円以上であること。

⑫ コンプライアンス体制並びに実施要領別添 1「業務仕様書」第 6 章第 9 節第 1 の実績報告及び情報の提供について電子媒体により実施することができる情報管理システムが整備されていること。

⑬ 入札参加者又はその役員が米穀の流通に関する法令（米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 1 章 I 第 3 の 1 (1)イに定める法令をいう。）の規定により罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していること。

⑭ 入札参加者の親会社等（公共サービス改革法第 10 条第 9 号に規定する親会社等をいう。）が前号に該当しないこと。

⑮ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、その状態が継続している者でないこと。

⑯ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

⑰ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(2) 入札に参加する資格を有する共同企業体は、次の全ての条件を満たす者とする。

① 共同企業体の構成員のいずれかが、(1)⑥から⑧まで及び⑩の条件を満たし

ていること。

- ② 共同企業体の構成員全てが日本において設立された法人であって、構成員の自己資本額及び銀行等の融資証明を得ている額の合計が 10 億円以上であること。
- ③ 共同企業体の構成員の全てが、(1)①から⑤まで、⑨及び⑫から⑰までの条件を満たしていること。この場合、⑬及び⑭中「入札参加者」とあるのは、「共同企業体の構成員」と読み替えるものとする。
- ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で、本入札に参加する者でないこと。

3 落札者決定に当たっての方法

入札は、農林水産省が委託しようとする外国産米穀の数量に達するまで、特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令第 124 号）第 19 条第 4 項の規定に基づき落札者を複数選定する。

- (1) 入札書に記載する単価を次の算式で算出した価格（実施要領第 5 の 2 (2)②の取扱手数料、保管経費（積数計算方式（注）による単価）、加工原材料用運送経費及び飼料用運送経費それぞれの単価が予定価格の範囲内のものに限る。）の低い者から順次、当該者の外国産米穀の取扱希望数量の和が外国産米穀の委託予定数量（60 万トン）に達するまで落札者として決定する。ただし、2 に規定する入札参加資格を満たしていないことが確認された者については、落札者としな

（注）保管期（暦日によって、1 日から 10 日まで、11 日から 20 日まで、21 日からその月の月末までをそれぞれ 1 期とする。以下同じ。）における政府所有米穀の前期からの繰越数量と入庫数量（業務実施者（受託事業者その他販売等業務に従事する者をいう。以下同じ。）が政府所有米穀を保管する倉庫から、同一の期内に当該業務実施者が管理する別の倉庫へ移動（農産局長の指示その他正当な理由による移動を除く。）した数量を除く。）の合計数量に単価を乗じる方式。

【算式】

保管経費入札単価（円／期・トン）×20 万トン（国内産米穀保管予定数量）×111 期※1（契約期間の保管期数）×22 万トン／60 万トン（取扱希望数量上限／外国産米穀の販売予定数量）＋取扱手数料入札単価（円／トン）×44 万トン※2＋加工原材料用運送経費入札単価（円／トン）×4 万トン※3＋飼料用運送経費入札単価（円／トン）×18 万トン※4＝落札者決定に用いる価格

※1 「111 期」は、国内産米穀（20 万トン）について、令和 7 年 3 月 1 日から保管を開始し、令和 10 年 3 月 31 日まで保管し続けることを前提とした保管期の数である。

※2 [（外国産米穀（60 万トン）の販売予定数量）＋（20 万トン（国内産

米穀保管予定数量) × 3年間(国内産米穀の保管期間))] × 22 万トン / 60 万トン (取扱希望数量上限 / 外国産米穀の販売予定数量)

※ 3 外国産米穀の販売予定数量 (60 万トン) × 加工原材料用販売予定割合 (20%) ÷ × 22 万トン / 60 万トン (取扱希望数量上限 / 外国産米穀の販売予定数量)

※ 4 (外国産米穀の販売予定数量 (60 万トン) × 飼料用販売予定割合 (80 %) × 22 万トン / 60 万トン (取扱希望数量上限 / 外国産米穀の販売予定数量)

(2) 落札者決定に用いる価格が同価格である者が 2 者以上ある場合は、入札書に記載した外国産米穀の取扱希望数量の多い者を先順位とし、当該取扱希望数量が同一である場合は、くじでその順位を決定する。

(3) 最後の順位の落札者の外国産米穀の取扱希望数量が他の落札者の外国産米穀の取扱希望数量と合計して外国産米穀の委託予定数量を超える場合は、その超える数量については、落札がないものとする。この場合、加工原材料用の用途に販売する予定数量については、外国産米穀の取扱希望数量との比率を維持しつつ、変更されるものとする。

(4) 予定価格の範囲内の取扱手数料単価、保管経費単価、加工原材料用運送経費単価及び飼料用運送経費単価を提示した入札参加者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、落札者としなないことがある。

① 提示した取扱手数料単価、保管経費単価、加工原材料用運送経費単価及び飼料用運送経費単価がそれぞれの予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合又は、当該入札参加者による販売等業務の実施状況の確認その他の本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合。

② 当該入札参加者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合。

(5) (4) の規定を適用するため、農林水産省は、落札者の決定を保留し、入札価格の設定理由等について、調査を行った上で落札者とするか判断することがある。この場合、入札参加者は、調査に協力するものとする。

4 実施要領、入札説明書及び契約書(案)を交付する日時及び場所

(1) 日時：令和 8 年 3 月 11 日(水)～令和 8 年 4 月 2 日(木)

午前 10 時 00 分～午後 5 時 00 分

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

(2) 場所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課米穀業務班(別館 2 階ドア No. 別 211)

(郵送による交付を希望する場合は、名刺及び宛名明記の返信用封筒(角2封筒)を同封し、返信用切手510円を添付して、令和8年3月27日(金)(必着)までに交付場所宛てに請求すること。)

なお、本案件は調達ポータル「調達情報の検索」でもダウンロード可
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

5 説明会の日時及び場所

(1) 日時：令和8年3月23日(月) 午後3時00分

(2) 場所：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農産局第3会議室(別館2階ドアNo.別219)

6 入札書、審査書類等の提出方法

入札書は、封かんの上、封筒の表に朱書きで「販売等業務入札書」と記入し、審査書類等と併せて、持参又は郵送により令和8年4月3日(金)午後5時までに提出するものとする。

なお、郵送により提出する場合は、特定記録等、記録が確実に残る方法により送付するものとする。

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課米穀業務班

7 入札(開札)を執行する日時及び場所

(1) 日時：令和8年4月9日(木) 午後2時00分

(2) 場所：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農産局第4会議室(別館2階ドアNo.別206)

8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9 入札の無効又は取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

① 入札書等を郵送で提出する場合であって、提出期限までに入札書等が到着しなかった場合

② 1者が1件(共同企業体の構成員として入札に参加した件数を含む。)を超えて入札に参加した場合

③ 入札書等に虚偽の記載を行った場合

④ 入札参加者が本公告に示した参加資格を有していない場合

⑤ 他の入札参加者との間に、親会社・子会社(2(1)⑨の特定支配関係をいう。)、共通の親会社、役員・管財人の兼務等の関係があり、公正な入札が実施できな

いと認められる場合

⑥ その他入札への参加を無効にすることが必要であると農林水産省農産局長が認める場合

(2) 入札参加者が5人に満たない場合は、当該入札を取り消すことがある。

10 その他

(1) 落札者が再委託をする場合（再委託先以降が更に委託する場合を含む。）は、契約書（案）に従って、再委託先に、不公正な取引方法を用いて販売等業務を再委託させてはならない。

(2) 本公告に記載のない事項は、入札説明書による。

(3) 入札を希望する者は、必ず4の交付を受けること。

令和8年3月11日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 山口 靖

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

(<https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/index.html>) を御覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。